

事業者各位

枚方市財務部契約課長

## 令和 2 年度入札・契約制度の改正について

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度、入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

令和元年（2019年）9月18日付財契第204号で、令和 2 年度入札・契約制度の改正内容として、「低入札価格調査制度の対象工事の拡大」、「制限付き一般競争入札における入札方式の整理」、「工事一般型における最低制限価格の見直し」及び「低入札価格調査制度対象型における調査基準価格及び数値的判断基準値の見直し」についてお知らせしましたが、これらに加え、前払金の支払限度額の見直しを行います。

については、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正内容

##### <前払金の支払限度額の見直しについて>

建設業者が公共工事を適切に施工することができるように、資金調達の円滑化のための取組として、前払金制度のさらなる活用や支払限度額の見直しが要請されています。

そこで、今般、国からの要請を受けて、前払金の支払限度額の設定を撤廃し、公共工事の適正な施工確保を図ります。

（見直し内容）

	見直し後	現行
前払金	契約金額の 4 割（低入札価格調査を経て契約を締結した工事の場合は 2 割、工事に係る設計、調査又は測量及び工事の用に供することを目的とする機械類の製造の場合は 3 割）	2 億円を限度に、契約金額の 4 割（低入札価格調査を経て契約を締結した工事の場合は 2 割、工事に係る設計、調査又は測量及び工事の用に供することを目的とする機械類の製造の場合は 3 割）
中間前払金	契約金額の 2 割	1 億円を限度に、契約金額の 2 割

#### 2. 実施時期

令和 2 年 4 月 1 日以後に発注公告をする案件から実施します。